

平成27年11月

お客様各位

**キャッシュ・マネージメント：法人に係る利子割（地方税）廃止に関するお知らせ**

拝啓 貴社ますますご発展のこととお喜び申し上げます。

さて、ご高承のとおり、税制改正により、平成28年(2016年)1月から法人に係る利子割(\*)が廃止されます。これに伴い、平成28年(2016年)1月1日以降にお支払する預金利息からは利子割の特別徴収を行ないませんので、ご案内申し上げます。

\* 預金利息等から特別徴収する地方税5%

**<対象となる預金と税率>**

利子割廃止の対象となる預金は以下のとおりです。

対象預金	利息の支払日	預金利子にかかる税率
• 円普通預金 • 外貨普通預金 • 円定期預金 • 外貨定期預金	2015年12月31日分まで	<b>20.315%</b> (国税(所得税)15.315% および地方税5%)
	2016年1月1日以降	<b>15.315%</b> (国税(所得税)15.315%のみ)

- 上記国税(所得税)には、2037年12月31日まで課される復興特別所得税(0.315%)が含まれます。
- 税率は将来の税制改正により変更されることがあります。
- 税金に関する詳しいお問い合わせは、お客様ご自身で公認会計士・税理士に直接ご相談くださいますようお願い申し上げます。

本件につきましてご質問等ございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

グローバル キャッシュ マネージメント部

Tel: 03-5203- 3133

E-mail: jcsc@hsbc.co.jp

今後とも、香港上海銀行に変わらぬご愛顧を賜りますようお願い致します。

敬具

香港上海銀行東京支店  
グローバル キャッシュ マネージメント部